

2. 香南BIGカーニバル 「飲食店応援バルチケット」

利用期間：令和2年11月1日(日)～令和3年1月31日(日)まで

飲食店等の売上回復を支援することを最大の目的に、プレミアム付「飲食店応援バルチケット」をローソンチケット(<https://l-tike.com/konan-carnival>)にて先行予約販売します。

◆飲食店応援バルチケットについて

1セット7,000円分のチケットを3,000円で販売します。
香南市内本事業参加店舗(70店舗予定)にて利用可能。

◆バルチケットの内容

6,000円分(1,000円券×4枚・500円×4枚)のバルチケットと1,000円分(500円×2枚)のタクシーまたは代行運転サービス券のセット。

◆申込み方法

●先行予約販売

10月15日からローソンチケットWebサイト(<https://l-tike.com/konan-carnival>)もしくは右記のQRコードにてお求めください。



●一般販売

先行予約販売後に市商工会等で販売する予定です。

◆申込期間

- 第1次申込み 10月15日12:00～10月25日23:59
- 第2次申込み 10月29日12:00～11月8日23:59

◆利用可能店舗

詳細が決まりましたら、市商工会HP等でお知らせいたします。

◆問い合わせ先 市商工会 ☎54-3014

チケットを購入された方には、抽選で楽しみ商品が当たるにゃ!



「プレミアム付商品券」「香南BIGカーニバル」
「治まっせむぎっくクーポン」「遊ぼう割」
と盛りだくさんのにゃー!!



新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、影響を受けている事業者や施設を応援します。

新型コロナに負けるな!
みんなで盛り上げよう
KONAN
大キャンペーン!

3. 香南市に泊まってもらおう クーポン券 (香南市宿泊促進事業)

利用期間：令和2年11月1日(日)～令和3年2月28日(日)まで

市内宿泊施設に観光客を呼び戻すため、期間中に市内の宿泊施設に宿泊した方に対し、市内で使用できるクーポン券を配布します。

◆クーポン券について

市内宿泊施設に宿泊した方に対し、1人(グループでも可)あたり1泊の宿泊費用(宿泊費に含まれる食事代を含む)が6,000円毎に1,000円分の市内の飲食店や小売店などで使用できるクーポン券を配布します(1泊につき1人に配布するクーポン券は、1,000円が上限)。

◆利用可能施設

プレミアム付商品券の利用可能店舗と同じ。
詳細が決まりましたら、市商工会HP等でお知らせいたします。

◆問い合わせ先

市商工会 ☎54-3014



4. 香南市で遊ぼう割♪ キャンペーン (香南市誘客促進事業)

利用期間：令和2年10月1日(木)～令和3年2月28日(日)まで

市内観光施設に観光客を呼び戻すため、期間中の観光施設の入場料や利用料などの一部を助成します。

◆割引について

市内の観光施設入館料や、体験型観光利用料の通常料金の半額を助成します(上限1,000円)。利用者は半額分の入館料・利用料を支払って入館等が可能。

◆問い合わせ先 市観光協会 ☎56-5200

◆利用対象施設

市内の観光施設および体験型観光施設。
詳細が決まりましたら、市観光協会HP等でお知らせいたします(右記QRコード)。

※本キャンペーンを利用する際に「利用申込書」の記入が必要



1. 香南市プレミアム付商品券

利用期間：令和2年11月1日(日)～令和3年2月28日(日)まで

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、影響を受けている市内事業者の景気を回復させるため、市内でのみ使用できるプレミアム付商品券を販売します。

◆プレミアム付商品券について

1セット10,000円分の商品券を5,000円で販売します(プレミアム分5,000円)。1人2セットまで購入できます。

◆商品券の購入等

- ①市から購入引換券(1人2枚)を世帯主宛で10月5日から10月25日の期間で順次お届けします。
※10月26日から2月28日の期間で販売
- ②購入引換券と引換で、商品券が購入できます。
※1枚の購入引換券で1セット購入可能
- ③購入対象者数×商品券(2セット)分はご用意しています。

◆商品券の内容

全店共通7,000円分(1,000円券7枚)と大手量販店では使用できない3,000円分(500円券6枚)のセット。

◆購入対象者

令和2年9月1日時点で、香南市に住民票を有する方。

◆販売場所および利用可能店舗について

購入引換券に販売場所および利用可能店舗一覧を同封します。

下記のものに商品券は使用できません!

- ①商品券、ビール券、図書カード、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード、回数券など換金性の高い商品の購入
- ②たばこ
- ③医療費
- ④税金、電気・ガス・水道料金など公共料金や、振込手数料などの支払い
- ⑤商品の仕入れなど、事業資金に当たる場合
- ⑥スーパーマーケット等での電子マネーへの入金(チャージ)
- ⑦出資、有価証券の購入、債務の支払いなど
- ⑧土地または家屋の購入、家賃、地代、駐車場代などの不動産に関わる支払い
- ⑨インターネット等で購入した商品・サービスへの支払い
- ⑩風俗営業の規制および業務の適正化に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

◆問い合わせ先

購入引換券：市商工観光課 ☎57-7520
購入引換券以外：市商工会 ☎54-3014